

第2回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)	
開催日時	令和2年12月21日(月) 14:30~16:30
開催場所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、菊地委員、藤波委員、間淵委員、湯川委員 (湖西市) 7人 川上環境部長 廃棄物対策課: 山本課長、木下課長代理、井口、藤田、橋本、松本
内容	1 開会あいさつ 2 委員長あいさつ 協議事項 (1) し尿収集運搬業務について (2) 浄化槽汚泥収集運搬業務について (3) し尿等処分料金について

発言者	発言内容
-----	------

協議事項

(1) し尿収集運搬業務について

事務局 資料2-①~②に基づき説明

委員 中長期的にみれば合理化は可能であるが、今までの運営体制もあるため、すぐに合理化が図れるわけでない。ある程度の時間的な猶予が必要。業者側の事務費等も増えるため、経費負担に対する配慮も必要ではないかと考える。

「許可制」についてだが、市が示した要件を満たせば許可が下りるのか。B社はし尿収集運搬については撤退しているが、条件を満たせば許可を認めるということによいか。

事務局 許可については市町村が許可条件を付している。B社は仮設トイレのし尿収集運搬業務を許可で実施している。今回は、同じし尿という一般廃棄物の処理にあたるため問題ないとする。

委員 新規参入とは別の考えということによいか。

事務局 業者の新規参入は考えていない。今後も3社による業務継続を考えている。

委員 資料2-①(3)、現在1件あたりの経費は8,760円。下水整備が完了した後については18,636円。現在から2倍以上費用がかかるという理解によいか。

事務局 はい。今回提示した業務見込みには浄化槽転換や取り壊しといった自然減は考慮していない。自然減を考慮すると更に効率が悪化し、1件あたりの経費は高額となることが見込まれる。

委員 業者が許可制で行うとなると収集料金が高くなるのではないかと。業者か市民、もしくは市、誰かが負担しなければならない。それについてはどのように考えているか。

事務局 業者は1.8トン車、3トン車、8トン車を保有している。1か所のくみ取り量

は平均100リットルであるため浄化槽汚泥収集の積載量の余裕分で収集が可能と考えている。現在実施しているし尿のみを収集する体制では料金の値上げが必要になるが、浄化槽汚泥収集と車両を併用し、し尿を併せて収集することで効率化し、料金の値上げを抑えながら運営も可能であると考えている。

委員 法律上は直営・委託が困難な場合は許可、となっているが、現在委託が困難といえる状況なのか。

事務局 収集業務の内容は委託と許可で同一であるため、委託で業務が実施できないということはないが、現在の車両1台の維持に必要な経費をすべて計上する方法では、委託額に変動は見込まれないため、業務効率が悪化すると、市の財政的にも委託の継続は困難となる。

委託を継続する場合は委託方法を変更し、他の自治体でも採用の事例がある条例単価での単価契約とし、収集実績に応じて委託料を支払うという内容に変更することも考えられる。

委員 3社のうち2社が反対。B社は賛成であるが、恐らく委託業務がなくなってしまったため、積極的な賛成とは思えない。業者と折り合いをつけていくことが大切である。とはいえ、人口減少の中で現状の委託でよいというわけではなく、市と業者と市民でうまく負担を分散させる方法を考えるべきではないか。

委員 委託と許可の性質は違う。委託は直営と同等であり業者の裁量権が全くなく市の指示で業務を行う。許可への移行において重要なことは困難性で、なぜ許可にするのか根拠を明確にすべき。

許可制へ移行した場合は業者により料金が設定される。経営努力により下がることもあるが、先細りしていく状況で、値上げも考えられる。

委員 資料2-①(3)によると委託効率の悪化が見えている。市として現時点で許可にする方針は理解できるが、業者との調整の均衡点が見えづらい。

委員 許可制の方が委託制よりも計画収集人口と収集量の効率性が高くなる。許可制へ移行すれば、業者が自由に動ける部分が出てくるため、いい方向に向かえば収集率が上がる。あながち許可制が悪いとは言えないが業者との調整は必要である。

委員 委託料について収集量が減っても8,200万から変わらないのか。

歳入2,000万で、一般的には値上げしないと無理ではないか。採算性を合わせると市民の負担になる。

事務局 現在の委託リスク管理の観点から複数業者に分散して委託することを前提としており、稼働車両も最低必要数の2台である。委託費は稼働車両と人員、予備車や業務管理に必要な経費を計上し、委託業務の専用車両としているため、委託方法を変更しない限り委託料は変わらない。単価契約等に変更した場合は変動する可能性もある。

委員 合理化事業計画についてはどのように考えているか。

事務局 合理化事業計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間。この5年間の間では計画変更が必要となるほどの変化ではないと考えている。合理化事業は

業者からの提案もあり令和26年下水道計画完了までの影響を平準化し、5期に分割して提供する方法を採用している。次回の計画策定時には、影響の見込みと実績を比較しながら見直しを検討していく。

委員長 本日出た意見を含め改めて論点を再検討し、次回協議会に協議する。

- ・なぜ許可制なのか。法律の根拠を含め明確にすべきである。
- ・あまりに変化が大きい行政側としてはどのように考えるか。
- ・段階的な移行も検討すべきでないか。
- ・許可制へ移行した他市の状況について。
- ・業者と市との調整を継続的に行う必要性があるのではないか。
- ・委託制が継続した場合、B社への対応について（支援等）検討すべきではないのか。

(2) 浄化槽汚泥収集運搬業務について

事務局 資料2-③～④に基づき説明

委員 普通の業界であれば現状の3社体制が厳しく、企業の再編をしていく状況である。業界規模が減少していく中、どのように落としどころをつけるかは難しいところである。許可区域の撤廃に対し、区域内の収集基数が減少するC社が反対しているのはなぜか。この事業だけでは減少傾向であり、事業の継続が困難であるように思える。

各社の事業内容全体の概要が分かる資料の開示は可能か。この問題の影響度を確認したい。可能であればし尿・浄化槽汚泥の収集運搬業のウェイトが分かる資料提供をお願いしたい。

事務局 資料の提供が可能であるか業者に確認する。

委員 一般的には区域割を撤廃すると競争が発生し強い業者が残る。B社については最も規模が小さく区域割の撤廃に賛成するのは妥当。各業者の状況を踏まえたうえで判断したいので、各業者の意見を直接確認できる機会を設けることはできないか。また、市として複数社残してほしいということだが、2社なのか、3社なのか。

事務局 より多くの業者に残ってほしいと考えている。現在の3社体制を維持し、安定した収集体制を確保したい。

委員 業務量や仕事効率、将来的な人口減を考慮すると何社が理想と考えているか。

事務局 区域割を撤廃したうえで3社体制としたい。平成14年に仮設トイレのし尿収集を委託から許可に変えていて許可業としてノウハウは培っている。委託制よりも効率的な運営ができるのではないか。

委員 区域の撤廃ではなく区域割の見直しもあり得るのか。

事務局 新しい区域割りの決定が困難である。今後の下水道の接続、自然増減により更なる見直しが必要になってくるため、区域の再編ではなく区域の撤廃とし

たい。

委員 平成26年10月8日通知を順守することが重要。許可を出している業者を事業継続させていかないといけない。業者との打合せを行い定めた合理化事業計画も5年おきに点検が必要。場合によっては受益者負担も検討すべき。

委員 業者は区域の撤廃に反対しているが、県内他市には区域を定めていないところが多い。このような自治体は何か問題が起きているのか。

事務局 区域割がない自治体からは特に問題は起きていないと聞いている。直近で区域を撤廃した市も同様に、住民からの苦情等は特に来っていないとのことだった。

委員 現状で事業を維持できないようなら市の案も否定できないと考える。

委員 市の案も一理あるが、業者の自由競争に委ねるということが業務の効率化に繋がるわけではないためよく検討すべき。

委員長 今回の委員の意見について

- ・最高裁判例、環境省通知を踏まえ、区域割りについて考える。
 - ・市として複数社を確保が前提、2社が現状のままでは事業の維持が不可能。区域を撤廃した場合でも問題がある。何らかの改善を行う必要がある。
 - ・市と業者とで今後も調整していく必要があると考える。
- この点を改めて市で検討してほしい。

(3) し尿等処分料金について

事務局 資料2-⑤に基づき説明

委員 し尿等の排出量はごみとは違い意識して減らせるものでない。処分料金を徴収するなら市の責任で市民に説明すべきである。

委員 公共下水道の場合、管の敷設費は受益者負担ではなく地方債で賄っているのではないか。

事務局 国庫補助金の他に地方債と一般財源も一部ある。下水道管の敷設費は使用料の算定に含まれていないが、今後の維持管理費は含まれており今後も見直していくと下水道課から聞いている。

委員 他市町では受益者に負担してもらっているところは多いのか。

事務局 静岡県内で受益者負担を設定している自治体はないが、全国では調査した225自治体のうち69自治体で設定している。

委員 家庭ごみの処分費は受益者負担なのか。

事務局 持ち込みの場合10kgあたり50円負担としている。ごみステーションに出すごみは、ごみ袋の有料化で市民に負担してもらっている。

委員 下水利用者との受益者負担の公平性が確保できていないとあるが、ここが分かりづらい。そもそも性質が異なるものではないのか。

事務局 下水道使用料は処理料金として1キロリットルあたり150円で設定している。くみ取りや浄化槽利用者は収集運搬料金の負担はあるが、プラントに搬入し処

- 分する料金は負担していない。負担している区分に差があることが課題である。
- 委員 市民の立場とすると公共下水道の方が安いように思える。比較しにくいものを比較しているように思える。
- 事務局 受益者負担はどうあるべきかを検討する必要があると考え議題とした。し尿の処理費を徴収する場合は負担割合や開始時期など更なる検討が必要であると認識している。
- 委員 家庭ごみは処分料金を徴収しており、同じ一般廃棄物の処分費として負担は可能である。家庭ごみはごみ減量政策にもつながるが、し尿は減量できないので比較が難しい。
- 委員長 今後も引き続き検討をお願いしたい。
- 委員長 協議事項はすべて終了した。全体を通しての意見はあるか。
- 委員 中長期のスパンで考え、人口増減など変動要素があるため3～5年程度準備期間が必要ではないか。市の支援や業者の経営努力を含めて検討したい。審議会の中で事業関係者から直接意見聴取をさせてほしい。
- 委員長 委員の誠実な議論により、論点の明確化ができた。次回さらに審議を深めていきたい。

〔午後4時30分 閉会〕